

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

圭崎市長 内藤久夫

市町村名 (市町村コード)	圭崎市 (192074)
地域名 (地域内農業集落名)	龍岡地区 (若尾新田・下條東割・下條南割)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・市内農業者は兼業農家など小規模農家の割合が高いため、新たな担い手として農業法人や新規就農者等の確保が必要である。
- ・高齢化や後継者不足による離農者の増加により、農地の荒廃化が進み、農業を取り巻く環境の悪化が見込まれる。
- ・新規就農者や就農希望者が農業技術を学ぶ機会が減少しているため、支援事業の実施が必要である。
- ・農産物を活用した6次産業化など農商工連携を進めていく必要がある。
- ・地域の主要な特産品の産地化やブランド化の維持と更なる推進を図る必要がある。
- ・多くの農地が平地部であり、水路等の劣化が見られ継続的な営農に支障をきたす恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米を主要作物としつつ、新たな担い手に農地集積が行えるよう、地域で農地を効率的に集積できる体制を整えるとともに、農地の集約化・団地化に取り組み生産性の高い農地を確保する。
- ・中心経営体が地域内の農地をすべて営農することは困難であることから、地区内に限らず、農業法人や新規就農者等を新たな農地の受け手として確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・地権者の貸付け意向に基づき、農地中間管理機構を活用し新たな担い手への集積・集約化を目指していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・特に無し。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・中心経営体が地域内の農地をすべて営農することは困難であることから、地区内に限らず、農業法人や新規就農者等を新たな農地の受け手として確保していく。また、市がJAと連携し、新たな受け手に対する営農指導等の取り組みを開拓する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・受け手が見つからない農地については、JA等の農作業受委託の活用を検討し、遊休農地、耕作放棄地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畠地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等	✓	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気鳥獣防止柵等の新たな設置や管理・修繕を行い、農業被害の削減に取り組む。
- ⑦地域の農道や水路等の劣化に対し、地域で一体となり、営農環境の維持・管理に取り組む。
- ⑩水稻が盛んな産地であることから、効率的な利用が可能な農地については、水稻の効率的な生産に取り組む。また、畠地化が可能な農地については、野菜等の高収益作物への転換を検討する。